

# 「にいがた市 暮らしのガイド 2027・2028 年度版」官民協働発行业業 募集要項

この要項は、市の制度や手続きといった行政情報のほか、地域情報や市民生活に役立つ様々な情報を掲載した情報誌「にいがた市 暮らしのガイド」（以下「暮らしのガイド」という。）を企業等の広告を活用して、新潟市と民間事業者等（以下「事業者」という。）が協働して発行するに当たり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、協働発行业業者を選定するために必要な事項を定めたものである。

## 1. 協働発行の趣旨

暮らしのガイドは、市民（とりわけ転入者）が必要な情報を必要な時に容易に調べることができるよう、情報検索性の高さで分かりやすさに重点をおいて編集・発行している。平成 23 年度版からは、市が提供する行政情報と事業者が企画・編集した地域情報や生活に役立つ情報、広告等で構成されたものとし、今号においても広告収入により発行経費を賄い、市の負担を抑えるとともに、事業者の持つノウハウを活用して、より一層わかりやすい内容にするため、官民協働事業により発行する。

## 2. 事業の概要

別紙 1「にいがた市 暮らしのガイド 2027・2028 年度版」官民協働発行业業 仕様書のとおり

## 3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 新潟市内に本社または営業所等が所在する企業・団体等であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (3) 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、もしくは、以下の要件を満たしている者
  - ① 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
  - ② 参加申請を行う日において、引き続き 1 年以上の事業を営んでいる者。ただし、承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む
  - ③ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 条）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業等ではないこと
- (4) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者。(3)の名簿に登録されていない者にあつては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、各法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く

(6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独または他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。

- ① 構成団体は前記すべての要件を満たしていること
- ② 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること
- ③ 共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

#### 4. 募集期間

令和 8 年 5 月 28 日（木）から令和 8 年 6 月 15 日（月）午後 5 時まで（必着）

#### 5. 応募方法

本プロポーザルに参加する事業者は、以下の書類を提出すること

##### (1) 参加申請書

区分	提出書類	部数
単独企業の場合	参加申請書（様式 1-1）	1 部
共同企業体の場合	参加申請書（様式 1-2）	
	委任状（様式 2）	
	共同企業体協定書（様式 3）	
共通（新潟市入札参加資格者名簿に登録されていない者のみ）	暴力団等の排除に関する誓約書（様式 4）	
	直近の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）	
	登記事項全部証明書	
	納税証明書（新潟市（入札用）及び税務署（その 3））	

##### (2) 企画提案書類

提出書類	部数	備考
業務実施体制（様式 5）	10 部	正本 1 部・副本 9 部※
企画提案書（様式自由）		
誌面デザイン見本（様式自由）		
事業収支計画書（様式自由）		
同種又は類似業務の実績を示す資料（様式自由）		
会社概要（既存のパンフレット等で可）	1 部	共同企業体は構成企業分全て
ワーク・ライフ・バランス等を推進する取り組みを確認できる書類 →別紙 2「にいがた市 暮らしのガイド 2027・2028 年度版」官民協働発行事業者選定にかかる審査要領の加点項目に該当する場合		

※応募者の法人名等（企業のロゴを含む）は正本のみに記載し、副本には法人名等提案事業者が特定される情報は記載しないこと

## 6. 提出書類の作成要領

### (1) 業務実施体制

企画、原稿作成・編集、広告営業・制作、印刷・製本、納品・配布等発行までの全工程における体制がわかるよう記載すること。なお、業務管理責任者を選定すること

### (2) 企画提案書

仕様書に従い、暮らしのガイド発行に必要な下記事項を明記すること

#### <基本事項>

- a. 事業参画の目的・取組方針
- b. 発行部数
- c. 規格
- d. 制作スケジュール

#### <構成・掲載内容>

- e. 暮らしのガイド全体の構成（目次及びページ番号、2色刷／4色刷の別が分かるように記載すること）
- f. 誌面全体に占める広告のおおよその割合
- g. 地域情報及びその他市民生活に役立つ情報の企画・掲載内容

#### <広告集稿>

- h. 広告募集方針（広告見込数、募集方法・手順など）
- i. 掲載予定の広告案
- j. 広告営業の実績

#### <その他>

- k. 電子版の企画制作内容
- l. 事業者の提案による納品先（市指定納品先を除く）
- m. その他事業者独自の提案（特にない場合は、省略しても差し支えない。）

※上記記載事項が明記されていれば、項目の提案順序は変更して構わない。

※サイズはA4判とする。但し、図表等は必要に応じてA3判折込みも可とする。

### (3) 誌面デザイン見本

「にいがた市 暮らしのガイド 2025・2026」の下記項目から誌面デザイン見本を作成すること。なお、当該見本は完成冊子現物と同じ紙質を使用しなくてもよい。

- ① 行政情報「届出・証明」（44ページから48ページ）から任意の2ページ
- ② 地域情報（18ページから42ページ）から任意の2ページ

### (4) 事業収支計画書

暮らしのガイド発行にかかる企画、原稿作成・編集、広告営業・制作、印刷製本費、配送費等の経費と広告料収入等の収支について、収支計画書を作成すること

### (5) 同種又は類似事業の実績を示す資料

当該事業と同種又は類似の実績がある場合、その資料を提出すること

## 7. 質問等

本件募集内容について質問等がある場合は、次により質問書（様式6）を提出すること。

ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

(1) 提出方法

電子メールで次のアドレスに送付すること。

メールアドレス koho@city.niigata.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年6月3日(水)午後5時

(3) 回答方法

令和8年6月5日(金)午後5時までまでに、質問者に関する情報は伏せたいうえで本市ホームページに回答を掲載する。

## 8. 書類の提出期限

(1) 参加申請書(様式1)

令和8年6月10日(水)午後5時まで

(2) 上記(1)以外の書類

令和8年6月15日(月)午後5時まで

※いずれも郵送(書留郵便に限る)又は持参とする。ただし、郵送の場合は必着とする。

※参加申請書提出後に辞退する場合は、参加辞退届(様式7)を提出すること

## 9. 事業者の選定方法

応募事業者からの提出書類に基づき、本市が設置する市内検討組織で書類審査のうえ、最も優れた提案をしたと認められる事業者を協働発行事業候補者に決定する。

(1) 審査の方法・基準

別紙2「にいがた市 暮らしのガイド 2027・2028年度版」官民協働発行事業選定にかかる審査要領による。

(2) 選定結果の公表等

選定結果は、令和8年6月22日(月)(予定)までに全応募事業者に通知するとともに、本市ホームページにて公表する。

## 10. 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

(1) 「3. 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者

(2) 書類提出期限に遅れた者

(3) 参加申請書を提出した日から審査委員会において審査が終了するまでの間に審査委員又は事務局に不正な接触を行ったもの

(4) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書の作成要領に違反する表現をした者

## 11. 協定の締結

・本市は、協働発行事業候補者(共同企業体の場合は代表者)と協定内容について協議し、合意に達した場合に、暮らしのガイド官民協働発行事業に係る協定を締結する。

・合意に至らなかった場合、若しくは、失格事項または不正事項と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉を行う。

- ・協定締結時における仕様は、仕様書及び提案書に基づき決定する。但し、本市と協働発行予定事業者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

## 12. 留意事項

- (1) 資料の作成及び提出に係る費用は応募事業者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類の追加及び修正は一切認めない。
- (3) 提出物は返却しない。
- (4) 本市は応募事業者に無断で提出物を本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 提出された応募書類は、新潟市情報公開条例に基づき公開される場合がある。
- (6) 本プロポーザルは協働事業者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

## 13. 書類の提出先・お問い合わせ

新潟市政策企画部広報課報道グループ（担当：石井・関川）

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

電話 025-226-2085 FAX 025-223-5588 E-mail koho@city.niigata.lg.jp